ユニバーサルデザイン体験空間設置に係る実施要領

大分県福祉保健部地域福祉推進室

1 目的

文化・言語・国籍の違いや障がいの有無、年齢等にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を目指すユニバーサルデザイン(以下、「UD」という。)の思想を広めるため、県民が日常生活の中で、UD に触れる機会を醸成するため、UD 体験空間を設置する。

2 ユニバーサルデザイン体験空間の定義

UD 体験空間とは、買い物施設や金融機関、日常的な生活を送るうえで訪れる様々な場所において、自然に UD に触れることのできる展示スペースを指す。

具体的には、金融機関やレストランなど滞留時間のある場所に、UD 体験空間を設置することで、待ち時間に UD を知り、触れる機会を醸成する。

3 実施方法

UD 体験空間は、以下の手順で設置する。

(1)協力届出書の作成・提出

UD 体験空間の設置に協力可能な事業者(以下、「協力事業者」という。)は、協力届出書(様式1)に必要事項を記入のうえ、事務局あて提出する。

主な記入内容は次のとおりとする。(原則、協力事業所ごとに作成する)

- ① 協力事業者について(住所・連絡先・代表者名)
- ② 担当者について(氏名・連絡先)
- ③ 協力可能なスペースについて
- ④ 管理について
- ⑤ その他必要事項について

(2) 物品の手配

事務局は、様式1に基づき、メーカー等に対しUD文房具や共遊玩具等を発注する。 また、展示用什器を業者へ発注する。

(3) 体験空間の設置

体験空間の設置に当たり、協力事業者等との役割分担は以下のとおりとする。

[事務局(県地域福祉推進室)]

・ UD 文房具や共游玩具等の UD 物品の準備。

- ・ UD 文房具等の展示用什器の準備。
- ・ UD 体験空間関連物品に関する賠償保険への加入。

[協力事業者]

- ・ 展示スペースの提供。
- ・ UD 物品等の管理や体験への声かけ。

(4) 設置後の対応

- ・ 設置後の管理は、基本的に協力事業者が行うものとする。
- ・ 協力事業者は、UD 物品等の破損や紛失に注意するものとし、破損や紛失等があれば、 速やかに事務局まで連絡を行うものとする。
- ・ 協力事業者は、可能な範囲で、UD 体験空間の閲覧や UD 物品に触れるように、県民 への周知に協力を行うものとする。

4 その他

本実施要領に記載の無い疑義が生じた場合などは、速やかに事務局と協力事業者で協議を 行うものとする。

事務局及び協力事業者は、可能な限り多くの県民が体験空間に触れるため、必要な変更や 改良を検討し実施するものとする。

本実施要領は、平成26年12月1日より適用する。